

社会福祉法人のぞみの里評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人のぞみの里（以下「当法人」という。）定款（以下「定款」という。）第6条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の運営に関する必要な事項について定める。

(設置及び任務)

第2条 当法人に、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、定款第6条第2項の規定のとおりとする。

(委員の選任)

第4条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会において行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任した評議員の就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。
3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(委員の解任)

第6条 委員がいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(報酬及び交通費実費の支給)

第7条 委員の報酬は無報酬を原則とするが、評議員会の承認を経た場合には、支給することができる。報酬額は、理事会が決議した額とする。
2 交通費実費を支給することができる。

(招集)

第8条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、委員会開催日の1週間前までに、開催の日時、場所及び目的を示した書面を送付するなどの方法により、通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。理事会が招集する。

(委員長及び議長の選任)

第9条 委員の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選による。

2 委員長は、この委員会の議長とする。

(選任候補者の推薦)

第10条 評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合には、定款第6条第4項に定める当該者が評議員として適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。

- (1) 経歴（他の社会福祉法人における兼職状況を含む。）
- (2) 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由
- (3) 評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことの確認結果

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第6条第4項に定める当該者が評議員として不適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。

- (1) 理事会が調査・確認した事実の内容
- (2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容

(決議)

第12条 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。

- 2 代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。
- 3 決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果

- 2 議事録には、委員長が署名する。
- 3 議事録は、審議資料を添付して10年間保存しておかなければならない。

(理事会への報告)

第14条 委員長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第15条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。